

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則ほか1規則をここに公布する。

令和 5 年 11 月 1 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第 13 号

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 14 号

松江市小中一貫教育推進本部設置規則の一部を改正する規則

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則

松江市立幼稚園学則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前																																
(定義) 第 2 条 略 (1) 預かり保育 <u>松江市立幼稚園及び松江市立認定こども園における預かり保育料等徴収条例</u>(平成 17 年松江市条例第 197 号。以下「預かり保育料等条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する預かり保育のうち幼稚園で行うものをいう。 (2)・(3) 略 (定員) 第 10 条 園児の定員は、次のとおりとする。 <table><tr><th>幼稚園名</th><th>園児定員</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> 第 11 条 幼稚園に次のとおり特別支援幼児教室を置き、通級指導を行う。 <table><tr><th>特別支援幼児教室名</th><th>園児定員</th><th>教室数</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	幼稚園名	園児定員	略		特別支援幼児教室名	園児定員	教室数	略			(定義) 第 2 条 略 (1) 預かり保育 <u>松江市立幼稚園・幼保園預かり保育料等徴収条例</u> _____ (平成 17 年松江市条例第 197 号。以下「預かり保育料等条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する預かり保育のうち幼稚園で行うものをいう。 (2)・(3) 略 (定員) 第 10 条 園児の定員は、次のとおりとする。 <table><tr><th>幼稚園名</th><th>園児定員</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td><u>松江市立出雲郷幼稚園</u></td><td><u>130</u></td></tr><tr><td><u>松江市立揖屋幼稚園</u></td><td><u>130</u></td></tr><tr><td><u>松江市立意東幼稚園</u></td><td><u>70</u></td></tr></table> 第 11 条 幼稚園に次のとおり特別支援幼児教室を置き、通級指導を行う。 <table><tr><th>特別支援幼児教室名</th><th>園児定員</th><th>教室数</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td><u>松江市立揖屋幼稚園特別支援幼児教室</u></td><td><u>5</u></td><td><u>1</u></td></tr><tr><td></td><td><u>15</u></td><td><u>1</u></td></tr></table>	幼稚園名	園児定員	略		<u>松江市立出雲郷幼稚園</u>	<u>130</u>	<u>松江市立揖屋幼稚園</u>	<u>130</u>	<u>松江市立意東幼稚園</u>	<u>70</u>	特別支援幼児教室名	園児定員	教室数	略			<u>松江市立揖屋幼稚園特別支援幼児教室</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		<u>15</u>	<u>1</u>
幼稚園名	園児定員																																
略																																	
特別支援幼児教室名	園児定員	教室数																															
略																																	
幼稚園名	園児定員																																
略																																	
<u>松江市立出雲郷幼稚園</u>	<u>130</u>																																
<u>松江市立揖屋幼稚園</u>	<u>130</u>																																
<u>松江市立意東幼稚園</u>	<u>70</u>																																
特別支援幼児教室名	園児定員	教室数																															
略																																	
<u>松江市立揖屋幼稚園特別支援幼児教室</u>	<u>5</u>	<u>1</u>																															
	<u>15</u>	<u>1</u>																															

(預かり保育及び一時預かり保育の実施) 第 20 条 次に掲げる幼稚園において、在園する園児の保護者が希望するときは、預かり保育を当該園児に月単位又は長期休業期間(第 6 条第 3 号から第 6 号までに規定する休業日を基準とし、年度ごとに教育委員会が別に定める期間をいう。以下同じ。)単位で行う。 (1)～(2) 略 <u>(3)</u> <u>松江市立中央幼稚園</u> <u>(4)</u>～<u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> <u>松江市立大庭幼稚園</u> <u>(10)</u>～<u>(15)</u> 略 2～4 略	(預かり保育及び一時預かり保育の実施) 第 20 条 次に掲げる幼稚園において、在園する園児の保護者が希望するときは、預かり保育を当該園児に月単位又は長期休業期間(第 6 条第 3 号から第 6 号までに規定する休業日を基準とし、年度ごとに教育委員会が別に定める期間をいう。以下同じ。)単位で行う。 (1)～(2) 略 <u>(3)</u>～<u>(7)</u> 略 <u>(8)</u>～<u>(13)</u> 略 2～4 略
---	--

附 則

この規則は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 10 条及び第 11 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。